



4 Meldung eines Todesfalls (shibô todoke)

Die Meldepflicht eines Todesfalls gilt in Japan für Ausländer ebenso wie für Japaner.

Den Bestimmungen des Personenstandsgesetzes zufolge müssen auch Ausländer Todesfälle innerhalb der in Japan wohnhaften Familie bei der Behörde melden. Außer dieser Meldung des Todesfalls müssen Sie den Ausländerregistrierungsausweis des Verstorbenen bei der zuständigen Bezirksbehörde (yakusho) abgeben, worauf die Ausländerregistrierungsakte vernichtet wird. Todesfälle sollten auch dem Heimatland der verstorbenen Person gemeldet werden. Bei der jeweiligen Botschaft bzw. dem Konsulat informiert man Sie auch über die konkrete Vorgehensweise bei der Meldung des Todesfalls.

Im Todesfall des japanischen Ehemanns bzw. der Ehefrau kann der Aufenthaltstitel „Ehegatte oder Kind eines japanischen Staatsangehörigen“ (nihonjin no haigûsha tō) nicht verlängert werden. Falls der Aufenthalt in Japan fortgesetzt werden soll, konsultieren Sie bitte die Ausländerbehörde (nyūkoku kanri kankyoku).

notwendige Unterlagen	Einzureichende Stelle / nähere Informationen	von...bis	Gebühr
1. Meldung eines Todesfalles (shibô todoke) (Formular erhältlich bei der Bezirksbehörde oder in manchen Krankenhäusern) 2. Totenschein (shibô shindansho) (das nach der Feststellung des Todes von einem Arzt unterschriebene Formular zur Meldung eines Todesfalles) 3. Namensstempel der den Todesfall meldenden Person (falls die Person keinen Namensstempel besitzt, wird auch eine Unterschrift akzeptiert).	Bezirksbehörde des Wohnsitzes der meldenden Person oder des Ortes, an dem sich der Tod ereignet hat	innerhalb von sieben Tagen nachdem der Tod bemerkt wurde	gebührenfrei

Notwendige Informationen zum Aufenthalt in Japan



D Weitere Formalitäten

▲ D Weitere Formalitäten

Muster

死亡届		受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
平成 年 月 日届出		送付 平成 年 月 日 第 号	長印
長 殿		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		財 票	住民票
		通知	

(1)	(よみかた)		
(2)	氏 名	氏 名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 記入の注意 </div> <p>鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。</p> <p>死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。</p> <p>届書は、1通でさしつかえありません。</p> <p>「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。</p> <p>内縁のものはふくまれません。</p> <p>□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。</p> <p>死亡者について書いてください。</p> <p>届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。</p> <p>◎届出人の印をご持参ください。</p>
(3)	生 年 月 日	明治 昭和 年 月 日 (生まれたから30日以内は) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 大正 平成 年 月 日 (死亡したとき生まれた時刻を書いてください)	
(4)	死亡したとき	平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分	
(5)	死亡したところ	番地 番 号	
(6)	住 所 (住民登録をしているところ)	番地 番 号 アール・マンション等 世帯主の氏名	
(7)	本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地 番 号 筆頭者の氏名	
(8)	死亡した人の夫 または 妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	
(10)	死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(11)	死亡した人の職業・産業	職業 産業 <small>（国勢調査の年—平成 年—の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）</small>	
(その他)	その他		
届出人	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長	住所 番地 番 号	
	本籍	番地 番 号 筆頭者の氏名	
	署名	印 年 月 日生	
	事件簿番号		
	連絡先	電話 — — 昼間連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯	

字は略さず丁寧に書いてください。



Notwendige Informationen zum Aufenthalt in Japan



D Weitere Formalitäten

▲ D Weitere Formalitäten

Muster

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。お書きで、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1 男	2 女	生年月日	明治 昭和 年 月 日 大正 平成	午前・午後 時 分
	<p>生年月日が不詳の場合は、 指定年齢をカッコを付し て書いてください。</p> <p>夜の12時は「午前0時」、 昼の12時は「午後0時」 と書いてください。</p>				
死亡したとき	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
(12) 死亡したところ (13) 及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ 及びその種別	番地 番 号			
(14) 死亡の原因	死亡したところの種別・診療施設の名称		(ア) 直接死因	原因(発症) 又は受傷から 死亡までの 期間	<p>傷病名等は、日本語で書 いてください。</p> <p>I欄では、各傷病につい て発病の方(例:急性) 、病因(例:病原体名) 、部位(例:胃噴門部)など 、性状(例:病理組織型) 等もできるだけ書いて ください。</p> <p>妊娠中の死亡の場合は 「妊娠経過」また、分娩 中の死亡の場合は「妊娠 経過中の分娩中」と書い てください。</p> <p>産後42日未満の死亡の場 合は「妊娠経過後産後 経過」と書いてください。</p>
	I		(イ) (ア)の原因	<p>◆年、月、日等 の単位で書いて ください。 ただし、日 未満の場合は、 時、分等の単位 で書いてくださ い。 (例)1年3か月、 5時間20分</p>	
	II		(ウ) (イ)の原因		
	II		(エ) (ウ)の原因		
◆I欄では、最も 死亡に影響を及 ぼした傷病名を医 学的因果関係の 順序で書いてく ださい。		直接には死因に 関係しないがI欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等		手術 1 無 2 有	
◆I欄の傷病名の 記載は各欄につ いてください。		部位及び主要所見		手術年月日	
ただし、欄が不 足する場合は (エ)欄に残りを 医学的因果関係 の順序で書いて ください。		主要所見		平成 年 月 日	
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死		不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火傷による傷害 }		
	2 外因死		6 窒息 7 中毒 8 その他		
(16) 外因死の 追加事項	12 不詳の死		その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 }		
	傷害が発生したとき	平成、昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	市区町村	都道府県
(17) 出生時体重 グラム	傷害が発生した ところの種別		1 住居 2 工場及び 建築現場 3 道路 4 その他	市 区 町 村	都 道 府 県
	◆信頼又は鑑定 情報の場合でも 書いてください。		手続及び状況		
(18) 出生時体重 グラム	単胎・多胎の別		妊娠週数		
	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)		満 週		
(19) 死亡した場合の 追加事項	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状		母の生年月日		
	1 無 2 有		昭和 年 月 日 平成		
その他特に付言すべきことから		前問までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 人 (妊娠満22週以後に限る)			
上記のとおり診断(検案)する		診断(検案)年月日 平成 年 月 日			
本診断書(検案書)発行年月日 平成 年 月 日		番地 番 号			
(病院、診療所もしくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所)		印			
(氏名) 医師					

